



農委だより ところざわ

第92号

令和7年1月

今月の紙面

農地の貸借方法の変更等……………2ページ
農地の適正管理・手続きのお願い……………3ページ
重要なお知らせ……………4ページ

●農地のことは農業委員会へ…
農地法による許可申請の受付締切は **毎月10日** です。

発行：所沢市農業委員会 所沢市並木一丁目1番地の1 ☎04-2998-9264



令和6年度農地利用状況調査／令和6年7月撮影

市内農地の利用状況を調査しましたー農地利用状況調査ー

農業委員会は、令和6年7月26日から8月7日にかけて市内農地の利用状況調査を実施しました。この調査は、農地が遊休化または遊休化のおそれがないかを確認するため毎年実施しています。

調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または「農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地」については、所有者等に対して適正管理するよう促すとともに、農地法に基づく「利用意向調査」を実施します。利用意向調査は、農地の今後の利用方法として、「農地

中間管理事業を利用する」「自ら耕作する」「所有権の移転や貸借権を設定する」などの意向を伺うものです。

荒れてしまった農地を元に戻すのは時間も労力もかかります。農地の適正管理に皆様のご理解とご協力をお願いします。

※利用意向調査から6カ月を経過後、意向どおりの対応がない場合や意向の表明がない場合は、「農地中間管理機構との協議」を勧告することになります。協議の勧告を受けた農地は、相続税の納税猶予が打ち切られ、猶予税額に加えて利子税を納付する必要があります。

農地を貸借する手続きの方法が変わります

農業経営基盤強化促進法等が改正され、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定が廃止されます。令和7年4月以降に農地を新規に貸借する、またはこれまでの貸借を更新する場合、農地中間管理機構を經由して農地を貸借するか、農地法第3条による貸借権の設定をするかのいずれかの方法になります。貸借期間が最低でも6年以上となることなど、利用権設定による農地貸借とは異なる点がありますのでご注意ください。

なお、既に設定されている利用権の契約内容については貸借期間満了日まで変更はありません。次回の更新時に貸借の方法等で変更が必要になりますので、お早めにご相談ください。

【相談・申請窓口】

◎農業振興課 ☎2998-9158
 農業委員会事務局 ☎2998-9264

相続登記の申請が義務化されました

所有者が亡くなっているのに相続登記がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加しており、周辺の環境悪化や公共事業の阻害、復旧・復興事業の妨げになるなど社会問題になっています。こうした問題を解決するため、不動産登記法が改正され、令和6年4月から、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

大きな変更点は次の2点です。

- 不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記が必要。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産も、令和9年3月末までに相続登記が必要。



今回の改正は、土地や建物の不動産が対象で農地も含まれます。また、正当な理由がなく相続登記をしなかった場合は、10万円以下の過料が科せられる場合がありますので、ご注意ください。

相続登記が済んでいない所有者不明農地があると、所有者への連絡ができないことから農地の集積・集約化が進まず、農地の利用最適化に支障が生じます。亡くなった方の名義のままになっている農地については、お早めに法務局でお手続きをお願いします。

◎制度や手続きの詳細は法務省ホームページをご覧ください。「相続登記が義務化されました」(令和6年4月1日制度開始)



営農意向及び実態調査

～調査票の提出のお願い～

農業委員会では毎年、営農面積が10a以上の農地所有者及び耕作者の方へ「営農意向及び実態調査」を実施しています。

本調査では、農地に関する今後の意向や年間の農業従事日数、世帯で農業を担う方がいらっしゃるかなどをお伺いしています。調査結果は、所沢市地域計画策定の基礎資料となるなど、大変重要な調査です。調査票に記入し同封の返信用封筒で郵送していただくか、農業委員会まで直接ご提出をお願いします。

農地からの土砂流出 防止対策にご協力ください

昨今のゲリラ豪雨や台風の影響により、農地に面した市道や宅地部分に土砂が流出してしまい、歩行者や自転車の通行が困難になってしまっているなどの事案が発生しています。

農地の土は所有者や耕作者の財産ですので、ご自身の財産を守るためにも、また、近隣住民への影響も考えられますことから、土留めを設置するなどの土砂の流出を防止する適切な対策を取っていただきますよう、ご協力をお願いします。

農地の適正管理・手続きをお願いします

農地の売買、貸し借り、転用をする場合は、農地法等に基づく手続きが必要です。ご自身が所有する土地であっても、手続きをしないまま他人に売却したり、資材置場や駐車場にしたりすることはできません。

次の場合、農業委員会にご相談ください。

①農地を農地のまま
売買・貸し借りしたい

②農地を相続した

※令和 6 年 4 月 1 日から、
相続登記の申請が義務化
されました

③農地を駐車場や資材
置場、住宅など、耕作の
目的以外で利用したい
(農地転用)

※農地を盛土等で耕作しやすい状態にする場合も農地転用の手続き(一時転用)が必要です。

相続を除き、農地法の手続きが済んでいない農地は法務局での所有権移転ができません。また、手続きをせずに農地転用をしてしまった場合は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復命令等がなされる場合があるほか、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金が適用されます。

農地転用の計画等がある際は、農地の現状を変える前に必ず農業委員会にご相談ください。



違法な土砂の堆積にご注意ください！

～あなたの土地が狙われています～



「草刈りして返すから一時的に資材置場として農地を貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」「格安で農地改良を請け負います」などと言葉巧みに話を持ちかけ、土地所有者の同意の有無に関わらず、法令手続きを無視して大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。悪質な業者の場合、ゴミや残土が積まれてしまうケースもあります。

農地改良が目的であっても、無断で土砂を堆積することは農地法違反にあたるほか、土砂の堆積に関する他法令の手続きも必要です。

農地に盛土や残土やガラの山を作ってしまった際の責任は、行為者の業者はもちろんですが、土地所有者にも発生します。うっかり同意をしてしまった場合だけでなく、いつの間にか無断で土砂を置かれてしまった場合でも、その責任や撤去費用負担が土地所有者に及ぶこともあります。

一度土砂を堆積されてしまった後では、農地への復元が困難になるほか、そのまま放置すると周辺の農地や住民にも被害を与える恐れがあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回するなどして、ご自身の土地を守りましょう。

＜狙われるのはこんな農地＞

- ・長年作付けされていない農地
- ・草が生い茂り、手入れがされていない農地（遊休農地）
- ・すでに土砂が詰まれ山になっている農地

被害にあわないためには、契約書等に簡単に署名せず、はっきりと断ることが大切です。

「耕作していない農地だから問題ない」と安易に考えてしまうと、後々取返しのつかないことになってしまいますので注意してください。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

2025年農林業センサス にご協力ください

農林水産省では、
令和7年2月1日を基準日として、
「2025年農林業センサス」
を実施します。



農林業センサス

農林業を営んでいる皆様のところから1月下旬から調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

調査目的：我が国の農林業の実態を明らかにするもので、農林業に関する重要な統計を作成すること

調査対象：全国の農業・林業を営むすべての方

調査時期：令和7年1月下旬～2月末

調査内容：経営している農業の種類、農業・林業の労働力など

調査方法：統計調査員による調査票の配布と回収を行います。統計調査員の回収に替えて、スマートフォンやタブレットでのオンライン回答も可能です。

※調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用されません。

◎詳細は農林業センサスキャン
ペーンサイトをご覧ください。

問い合わせ 文書行政課統計担当
(☎2998-9043)



国民健康保険 特定健康診査のご案内 早期発見・早期治療が大切です

対 象 40～74歳までの所沢市国民健康保険に加入している方

受診期限 令和7年2月28日まで

受診医療機関 市内協力医療機関100カ所以上

検査項目 問診・診察、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査など

自己負担額 800円

追加可能項目 胸部X線検査(200円)
大腸がん検診(500円)

◎詳細は市から送付した受診券一式(黄色い封筒で郵送)または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 国民健康保険課
(☎2998-9131)



ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物)にご注意ください

県内でナガエツルノゲイトウ(特定外来生物)の発生が確認されています。河川、水路、水田などで生息し、定着すると駆除が困難です。また、茎の断片からも発根して定着するため、発生場所で草刈りを行うと拡散します。早期発見に努め、適切な防除を実施しましょう。



ナガエツルノゲイトウの繁茂の様子と花
(写真提供：埼玉県)

◎詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。



農業者年金で安心して豊かな老後を!

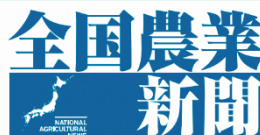
農 業 者 年 金 基 金

- ◆20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方が加入できます。国民年金の任意加入被保険者の場合、65歳未満まで加入できます。
- ◆保険料は、月額20,000円から67,000円までの1,000円単位で自由に設定でき、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ◆農業者年金は生涯受け取ることができ、公的年金等控除の対象となります。
- ◆80歳前に死亡した場合も、80歳まで受け取れることになっていた農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金の加入申し込みやご相談は、お近くのJAまたは農業委員会までご連絡ください。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月700円(送料・税込み)
- 申込み：農業委員会事務局へ